

# アメリカ不法行為法における多数当事者間の責任分担ルール

-第3次不法行為法リステイメントを手掛かりとして-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学大学院 公開日: 2018-11-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 照井, 遥瑛 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/19745">http://hdl.handle.net/10291/19745</a>

# アメリカ不法行為法における多数当事者間の責任分担 ルール—第3次不法行為法リステイトメントを 手掛かりとして

## Liability Rules among Multiple Parties in the American Tort Law

博士後期課程 民事法学専攻 2018年度入学

照 井 遥 瑛

TERUI Haruaki

### 【論文要旨】

本稿は、我が国の不法行為法における多数当事者間の責任分担方法としての原則連帯責任、例外分割責任という構造は、加害者多数事例の多様性から鑑みて、被害者救済と行為者の行動の自由のバランスを適切に考慮した責任分担のあり方として妥当といえるかという問題意識を出発点として、不法行為法の法源が州の判例法であるアメリカで2000年に公刊された「第3次不法行為法リステイトメント：責任の分担編」を考察するものである。本リステイトメントを題材として、アメリカにおける多数当事者間の不法行為責任の分担に関するルールを考察し、我が国での問題の解決にとっての有益な示唆を得ることを目的としている。

本リステイトメントは、被害者の軽微な過失が被害者の損害賠償請求を否定する寄与過失の優位から、我が国の過失相殺にあたる比較過失への転換という経緯を前提とし、独立不法行為が競合して不可分の損害を引き起こした場合における多数当事者間の不法行為責任の分担のあり方に焦点を当て、「原則」たり得る責任形態を類型化して、提示している。このような新たな視点は、我が国の不法行為法における多数当事者間の責任分担のあり方を見直す契機を与えると考える。

【キーワード】 アメリカ不法行為法、寄与過失、比較過失、第3次不法行為法リステイトメント、責任分担

## 【目次】

はじめに一問題の所在と本稿の構成

第1章 寄与過失

第2章 寄与過失から比較過失へ

第3章 第3次不法行為法リステイトメント：責任の分担編

第1節 本リステイトメントが扱う論点と訴訟原因

第2節 原告が不可分の損害を被った時の原告の過失の効果

第3節 連帯責任（joint and several liability）の効果

第4節 個別責任（several liability）の効果

第5節 共謀行為者（persons acting in concert）

第4章 独立不法行為競合事例における多数当事者間の責任分担ルール

第1節 トラック A 連帯責任

第2節 トラック B 個別責任

むすびに代えて

## はじめに一問題の所在と本稿の構成

我が国の不法行為法において複数主体による加害行為一般を規律する民法719条は、その効果として、加害者各自が被害者の全損害について連帯責任を負う旨規定する。同条は、1960年代から70年代にかけて多く発生した公害事件を中心に、被害者保護を強調し、これまで積極的に複数加害者に連帯責任を課してきた。

しかし、近時クローズアップされている都市型大気汚染、交通事故と医療過誤の競合、建設アスベスト訴訟のような、複数の加害者（場合によっては被害者も）が損害に独立に関与し、被害者に不可分の損害を生じさせる事件類型において719条を適用し、各加害者に全損害について連帯責任を負わせるのは、却って加害者の行動の自由を過度に制約することになりかねないため妥当な解決であるとは言い難い。

そのため、加害者多数事例の中には、各加害者に全額連帯責任を負わせるのが酷である場合もあるとして、寄与度減責（寄与度に応じた分割責任）や一部連帯を採用して、被害者を含めた多数当事者間で妥当な責任分担を図るべきであるという考え方が一部の学説<sup>1</sup>や下級審裁判例<sup>2</sup>において

<sup>1</sup> 大塚直「原因競合における割合的責任論に関する基礎的考察—割合的不法行為を中心として」中川良延・野村豊弘ほか編『日本民法学の形成と課題（下）』（有斐閣，1996）876頁以下、難波譲治「共同不法行為の効果としての一部連帯」大塚直・大村敦志ほか編『社会の発展と権利の創造—民法・環境法学の最前線』（有斐閣，2012）375頁以下など。

<sup>2</sup> 大阪地判平成7年7月5日判時1538号17頁（西淀川第2次～第4次訴訟）など。

支持されているが、そのような考え方は判例において正面から支持されるに至っておらず<sup>3</sup>、「例外（特段の事情が存する時のみ適用）」の枠を出ない状況にある。このような我が国の不法行為法における多数当事者間の責任分担方法としての原則連帯責任、例外分割責任（一部連帯）という構造は、加害者多数事例の多様性から鑑みて、被害者救済と行為者の行動の自由のバランスを適切に考慮した責任分担として果たして妥当といえるか再考する余地がある。

以上の問題意識のもと、不法行為法の法源が州の判例法であるアメリカの状況に目を転じてみると、複数主体による加害行為事例において各加害者が負う責任形態として連帯責任も分割責任も「原則」となり得る立場がとられている。すなわち、各州が独自の根拠から独自の責任形態を多数当事者間の不法行為責任分担の原則として採用・運用しているのである。そして、各州の採用・運用形態を纏めた成果物が、アメリカ法律協会（American Law Institute: ALI）によって「第3次不法行為法リステイメント：責任の分担編（Restatement Third, Torts: Apportionment of Liability）」（以下、「本リステイメント」）として2000年に公刊されている。

本リステイメントは、多数当事者間の不法行為責任をどのように分担すべきかに焦点を当てて、各州の裁判所で下されてきた判断を中心に整理し、一定の方向性を見出している。そこで本稿は、本リステイメントを題材として、アメリカにおける多数当事者間の不法行為責任の分担に関するルールを考察し、我が国における多数当事者間の不法行為責任の分担のあり方への示唆を得ることを目的とする<sup>4</sup>。

本稿の構成として、まず、本リステイメントの内容の考察を進める前に、不法行為責任の分担に関してかつてアメリカ不法行為法において広く認められていた法理である寄与過失を概説する（第1章）。そして次に、寄与過失から現在アメリカで広く認められている法理である比較過失への転換を論じ（第2章）、本リステイメントを考察する上での前提作業とする。この前提作業を踏まえて、本リステイメントが多数当事者間の不法行為責任の分担についてどのようなアプローチを採用しているのかを考察し（第3章・第4章）、我が国での問題の解決にとって有益な示唆を得られるのかについて検討する。

## 第1章 寄与過失

寄与過失とは、被害者に自己の損害に対する過失があれば、それが加害者の過失と比べて軽微なものであっても、加害者の不法行為責任を全面的に阻却し、被害者の損害賠償請求を完全に否定する法理である。

---

<sup>3</sup> 最判昭和43年4月23日民集22巻4号964頁（山王川事件判決）、最判平成13年3月13日民集55巻2号328頁（交通事故と医療過誤の競合）など。

<sup>4</sup> 我が国において本リステイメントを題材とした同様の考察は今までほとんどなされなかったように思われる。筆者が調べた限りでは、本リステイメントの内容に言及した先行研究は、大坂恵里「複数当事者間における不法行為責任の配分」早稲田大学大学院法学研究論集第106号（2003）のみであった。

寄与過失は、過失による不法行為（negligence）の事例において被告から主張される積極的抗弁（affirmative defense）の一種である。すなわち、コモン・ローにおいて今日確立している見解に従うならば<sup>5</sup>、過失による不法行為が成立するには、①被告（加害者）の行為と原告（被害者）の損害の間に事実上の因果関係（cause in fact）が存在すること、②被侵害利益が法的保護を与えられていること、③被告が注意義務を負っていること、④被告がその注意義務に違反していること、⑤法的原因（legal cause）が存在すること、⑥原告（被害者）がかかる侵害に対する訴訟の提起を不可能にするような行動をしなかったことが挙げられる。その中で寄与過失は、⑥の要件に位置付けられており、原告が①～⑤の要件全てを立証した場面において被告により主張される。

寄与過失法理は、1809年のイギリスの *Butterfield v. Forrester* 判決<sup>6</sup> において最初に宣言され、アメリカでは、1824年の *Smith v. Smith* 判決<sup>7</sup> と、*Washburn v. Tracy* 判決<sup>8</sup> での適用を契機に受容され、諸州に採用されるに至った<sup>9</sup>。Wex S. Malone や William L. Prosser の指摘するところによれば、このような被害者にとって不公平であり、過酷なものに思われる寄与過失がアメリカで速やかに受け入れられ、堅持されるに至った背景には、コモン・ロー上の高度に個人主義的な態度と、各当事者の個人的な利益を彼自身の注意と慎重さに委ねさせようとする政策との密接な結び付きがあったとされる<sup>10</sup>。つまりは、19世紀初頭に勃興した鉄道事業から生じた被害（交差点事故や衝突事故）による鉄道会社への損害賠償請求において会社に不利に振舞う傾向にある陪審員に不信感を抱いた裁判所が、当時成長期にあり正に経済的変革の鍵であった鉄道産業に不当な歯止めをかけないよう陪審員をコントロールし、産業を保護する（産業に負わされる責任を縮減する）根拠を

<sup>5</sup> 木下毅『アメリカ私法 日米比較私法序説』（有斐閣、1988）71-91頁。

<sup>6</sup> *Butterfield v. Forrester*, 11 East 60, 103 Eng. Rep. 926 (1809). 本事件は、公道の一部を横切る形で放置されていた木材に馬車で衝突して落馬・負傷した原告が木材の放置者を訴えたものである。王座裁判所の *Ellenborough* 首席裁判官は、「一方当事者は、自分自身が正しくあるために一般の通常の注意を払わない場合、他方当事者の過失により作られた障害物を非難すべきではない。……一方当事者に過失があることは、他方当事者が自分自身のために通常の注意を払うことを免除するものではない。本件の訴えが認められるには二つの事柄が揃わなければならない。すなわち、被告の過失によって道路に障害物が置かれたこと、及び原告側にそれを回避するための通常の注意の欠如がないことである」と判示し、原告の請求を棄却した。

<sup>7</sup> *Smith v. Smith*, 19 Mass. 621 (1824).

<sup>8</sup> *Washburn v. Tracy*, 2 D. Chip. 128 (Vt. 1824).

<sup>9</sup> See W. PAGE KEETON ET AL., PROSSER AND KEETON ON THE LAW OF TORTS 451 (West Publishing Co. 5th ed. 1984). 樋口範雄『アメリカ不法行為法』（弘文堂、第2版、2014）223頁参照。

<sup>10</sup> Wex S. Malone, *The Formative Era of Contributory Negligence*, 41 ILL. L. REV. 152 (1946). W. PAGE KEETON ET AL., *supra* note 9, at 452. その他、近因法理（Proximate cause）、クリーンハンズの原則、不注意な行為の抑制、任意的な危険の引受け（voluntary assumption of risk）、海事事件以外で損害を訴訟当事者間で分担する法技術の未成熟性などが寄与過失の正当化根拠として挙げられている。See FOWLER V. HARPER, ET AL., THE LAW OF TORTS 273-285 (Little, Brown And Company. 2th ed. 1986). アメリカにおける寄与過失法理の受容の基盤となった初期の不法行為法理論に関する邦語文献については、藤倉皓一郎「アメリカにおける不法行為法理論の誕生」矢崎光圀・八木鉄男編『近代法思想の展開』（有斐閣、1981）283頁以下、竹川雅治「アメリカ「不法行為法」におけるネグリジェンスの形成過程」札幌法学第1号第2巻（1990）に詳しい。

母法 (Butterfield v. Forrester 判決) に見出したのである<sup>11</sup>。

もっとも、寄与過失は、例え被告の過失が重大でも、原告の過失が微少でもあれば被告が全面的に免責されるという不都合を生じさせるため、裁判所は「最終的機会の法理 (last clear chance doctrine)」<sup>12</sup> や制定法違反のルール<sup>13</sup> などを採用して原告の不都合を緩和する試みを行っている。しかし、この緩和策も損害の全部賠償責任を原告から被告に転換させるにすぎず、オール・オア・ナッシングな結果をもたらすことには変わりはなかった。

## 第2章 寄与過失から比較過失へ

一般に比較過失法理とは、不法行為の加害者と被害者の過失の割合に応じて各自の責任を相対的に認定するものである。

寄与過失の母国であるイギリスは国会制定法 (法改革法) によって1945年に寄与過失を廃止したが<sup>14</sup>、一方でアメリカにおける寄与過失から比較過失への転換は、1960年代後半の自動車事故に係わる損害賠償請求訴訟における被害者救済の不当性が顕在化したことで加速する。もちろんオール・オア・ナッシングな原理から成る寄与過失への批判がそれまで皆無であったわけではなく、すでに、1908年連邦使用者責任法<sup>15</sup> に基づく、州際商業に従事する鉄道機関などの被用者が傷害を被った場合のその使用者に対する損害賠償請求訴訟や、1920年商船法<sup>16</sup> に基づく、船舶乗組員が業務中に被った傷害に関する仲裁合意といった労働災害分野では、生じた損害に対する責任を加害者・被害者のいずれか一方に全て負わせるのではなく、被害者は、自己と加害者の過失の割合に応じて減額された損害賠償を受けとることができる地位を得るに至っていたということから推察されるように、寄与過失が特に不法行為の被害者にとって過酷な法理であると以前から批判があった<sup>17</sup>。より決定的には、戦後の交通事故率の増加によって、救済されない被害者 (uncompensated victim) が急増したこと<sup>18</sup>、交通事故の損害賠償について、無過失の保険制度、すなわち過失の有無・程度を前提としない災害補償型の補償制度を創設し、被害者の補償を行う案が提示されたこ

---

<sup>11</sup> Malone, *supra* note 10, at 158によれば、Malone が論文執筆にあたり調査した当時の鉄道事故に係る上訴事件 (appellate case) は300件を超えるという。しかし、その中で原告敗訴の評決 (verdict against the plaintiff) からの上訴は1件だけであったという。鉄道事故訴訟において陪審員が被害者に同情し、加害者を一方的悪者とする陪審員の態度が如実に現れている有力な証拠であると論じている。

<sup>12</sup> 原告自身に損害発生に寄与する過失があったとしても、その後に被告が合理的な注意を払えば損害発生を回避できたとされる場合に、被告の寄与過失の抗弁を否定する法理。

<sup>13</sup> 被告が違反した制定法が寄与過失の抗弁を認めない趣旨を有するとされる場合に、被告の寄与過失の抗弁を否定するルール。

<sup>14</sup> Law Reform (Contributory Negligence) Act 1945, 8 & 9 Geo. 6, c, 28.

<sup>15</sup> Employer's Liability Act, 35 Stat. 65 (1908), as amended by Stat. 291 (1910), 45 U.S.C. §51.

<sup>16</sup> Marchant Maritime Act (1920), 46 U.S.C. §764.

<sup>17</sup> William L. Prosser, *Comparative Negligence*, 51 MICH. L. REV. 478-479 (1953).

<sup>18</sup> *Ibid.*, at 465.

とを主な契機として<sup>19</sup>、不法行為訴訟の無力、中でも寄与過失の存在が激しい槍玉に挙げられたがために、不法行為法改革の一つとして比較過失への転換が急速に進んだのである。こうして1970年代前半には多くの州が判例又は制定法によって寄与過失から比較過失への転換に着手した。

しかし、一方当事者の明確な勝訴（100対0の解決）を好む訴訟観や、比較過失の採用による訴訟費用の増加、濫訴の弊などといったような寄与過失擁護論の影響もあり<sup>20</sup>、アメリカ法において寄与過失は、比較過失に完全に取って代わられたわけではなく、現在もその要素を比較過失の中に残している。すなわち、アメリカ諸州の裁判所又は制定法が現在採用している比較過失の法理はその内容が決して一様なものではなく、主に、次の三つの類型に分けられている<sup>21</sup>。

まず一つ目は、被害者（原告）は損害の発生及び拡大に寄与した加害者（被告）の過失と自己の過失の割合に応じて減額された損害賠償額を受け取ることができるとする「純粹型比較過失（pure comparative negligence）」であり、これは日本の過失相殺（民法722条2項）にあたるものである。

二つ目は、被害者の過失が加害者に比べて相対的な意味で大きい場合に加害者の不法行為責任が全面的に阻却され、被害者の損害賠償請求が否定されるという「修正型比較過失（modified comparative negligence）」である。修正型比較過失は、さらに、被害者の過失の割合が49%までの場合、すなわち被害者の過失が加害者の過失よりも少ないと認定される場合にだけ、被害者の損害賠償請求を認容し、その賠償額は被害者の過失割合に応じて減額されるものとする「49%型」と、被害者の過失の割合が50%までの場合、すなわち被害者の過失が加害者の過失と同程度又はそれ以下である場合にだけ、被害者の損害賠償請求を認容し、その賠償額は被害者の過失割合に応じて減額されるものとする「50%型」の二つに分けられる。

そして三つ目は、被害者の過失が軽微であり、かつ、加害者の過失が重大であると認定されるような場合にだけ、被害者の損害賠償請求を認容し、その賠償額が減額されるものとする「軽/重型比較過失（slight/gross comparative negligence）」である。

このように、アメリカ諸州で採用されている比較過失法理は多様であり、国全体では画一化されていない<sup>22</sup>。さらに、この多様性は、特に複数の加害者が存在し、被害者に不可分の損害を引き起

---

<sup>19</sup> 最も有名なものとして、Robert E. Keeton と Jeffrey O'Connell による改革案（Basic Protection For The Traffic Victim, 1965）がある。邦語による紹介として、藤倉皓一郎「アメリカにおける自動車事故被害者の「基本補償」保険—キートン・オコネル改革案の紹介」判例タイムズ第227号（1969）参照。

<sup>20</sup> 樋口・前掲注9 227, 243-244頁。

<sup>21</sup> W. PAGE KEETON ET AL., *supra* note 9, at 471-474. 邦語文献につき、長谷川貞之「法理としての「比較過失」の制度的意義—アメリカ不法行為法における比較過失の法理誕生の背景からみて—」駿河台法学第6巻第1号（1992）52-56頁。

<sup>22</sup> 現在アメリカの州において多数を占めているのは修正型比較過失であり（33州）、日本の過失相殺にあたる純粹型比較過失を採用する州は12州である。なお、軽/重型比較過失を採用しているのはサウス・ダコタ州のみであり、4つの州（アラバマ州、メリーランド州、ノースカロライナ州、ヴァージニア州）とコロンビア特別区においては依然として寄与過失法理が維持されている。MATTHIESEN, WICKERT & LEHRER,

こした場合の実際の対応にも影響を及ぼしている。すなわち、上記のような事件類型において複数加害者間の連帯責任法理を維持するか否か、あるいは維持するとしてもどのような修正を加えるべきかが州によって区々なのである。

アメリカのほとんどの州が寄与過失法理から比較過失法理へと移行し、そしてその比較過失法理の運用形態に統一性を欠く状況の中で、被害者を含めた多数当事者間の不法行為責任の分担についてどう対処すべきか提言をしているのが、本リステイメントである。

### 第3章 第3次不法行為法リステイメント：責任の分担編

本章と第4章では、前章のアメリカ不法行為法における比較過失法理の多様性に関する概観を踏まえて、本リステイメントが、複数の加害者が被害者に不可分の損害を引き起こした場合における多数当事者間の不法行為責任の分担についてどのように対処しているのかを考察する。

本リステイメントの内容に入る前に、リステイメント (Restatement) の性質について論じる。リステイメントとは、法律専門家によって構成される非営利団体であるアメリカ法律協会が、アメリカ法の主要分野における判例法の準則 (全米的な判例傾向) を条文 (black-letter rules) の形で整理 (「再び記述し直す (restate)」) し、かつ注解 (comment)、例解 (illustration) 及び編集者による注釈 (reporter's note) を付した編纂物である。第一次的な法源である判例や制定法とは異なり、リステイメントの条文そのものは、各法域の最高裁判所によって採用されない限り裁判所を拘束することはないが、膨大な量の判例・学説を分析した上で全法域に共通するルールを見出だしているがために、二次的な法源として裁判所や訴訟当事者によってしばしば引用されている<sup>23</sup>。

「第3次不法行為法リステイメント：責任の分担編 (Restatement Third, Torts: Apportionment of Liability)」は、1965年に公刊された第2次不法行為法リステイメント (Restatement Second, Torts) の改訂版として、製造物責任編 (Product Liability, 1998年) に次いで、2000年に公刊された (編纂者は Michael D. Green と William C. Powers, Jr.)。本リステイメントは、第1トピック「比較責任の基本ルール」(第1条～第9条)、第2トピック「不可分の損害に関する複数の不法行為者の責任」(第10条～第21条)、第3トピック「求償と損害填補」(第22条・第23条)、第4トピック「和解」(第24条・第25条)、第5トピック「損害が原因により分割可能な場合の責任分担」(第26条) の全5トピック26条から構成されている。

---

S.C., *CONTRIBUTORY NEGLIGENCE/COMPARATIVE FAULT LAWS IN ALL 50 STATES*, <https://www.mwl-law.com/wp-content/uploads/2013/03/contributory-negligence-comparative-fault-laws-in-all-50-states.pdf>, 2018 (last visited Apr. 20, 2018).

<sup>23</sup> BRYAN A. GARNER, *BLACK'S LAW DICTIONARY 1507* (Thomson Reuters, 10th ed. 2016). 松浦以津子「リステイメントとは何か」星野英一・森嶋昭夫編『現代社会と民法学の動向(下)』(有斐閣, 1992) 495頁以下参照。



中でも、本リステイトメントは、それぞれ独立した不法行為が競合して不可分の損害を生じさせた場合における多数当事者間の責任分担のあり方に焦点を当てている。そこでまず本章では、この点について考察する上で基本となる、特に重要な条文を紹介する。

## 第1節 本リステイトメントが扱う論点と訴訟原因（第1条）

### 【第1条】 本リステイトメントが扱う論点と訴訟原因

「本リステイトメントは、複数人の間で責任を分担することについての論点を扱う。本リステイトメントは、責任原理を問わず、死亡、人身損害（精神的苦痛又は配偶者権を含む）、又は有形財産への物的損害に関する全ての請求（訴訟及び和解を含む）に適用される。」

第1条は、本リステイトメントが扱う論点と訴訟原因を定める。すなわち、本リステイトメントの規定は、故意による不法行為（intentional torts）、過失による不法行為（negligence）、厳格責任（strict liability）、ニューサンス（nuisance）に関する請求だけでなく、担保違反（breach of warranty）や不実表示（misrepresentation）などといった請求にも適用されることを規定する。同条のコメント b はその根拠として、比較過失法理を採用すれば、原告の過失は原告の損害賠償請求を完全に妨げる抗弁として作用しないから、寄与過失法理のように適用範囲を過失による不法行為に限定する必要はないということを挙げている<sup>24</sup>。なお、純粹経済損失（pure economic loss）のような無形の損害類型に本リステイトメントの規定を適用することには、様々な政策上の問題を伴うおそれがあるとの理由から消極的な態度を示している<sup>25</sup>。

本リステイトメントは、“comparative negligence（比較過失）”ではなく“comparative responsibility（比較責任）”の語を採用する。その理由として、比較される対象が“negligence”ではない法域もあるため、“negligence”を比較対象とすると解釈上誤解を招くおそれがあるが、その一方で“responsibility”は一般的かつ中立的な言葉のため、比較対象としても誤解を招くおそれが少ないことを挙げている<sup>26</sup>。

## 第2節 原告が不可分の損害を被った時の原告の過失の効果（第7条）

### 【第7条】 原告が不可分の損害を被った時の原告の過失の効果

「原告への不可分の損害の法的原因である原告の過失（又は原告がその過失について責任を負う他者の過失）は、事実認定者（the factfinder）が原告（又は原告がその過失について責任を負う

<sup>24</sup> Restatement Third, Torts: Apportionment of Liability (American Law Institute Publishers, 2000) (hereinafter “Restatement Third”) §1 Comment b.

<sup>25</sup> Restatement Third §1 Reporter’s note Comment b.

<sup>26</sup> Restatement Third §8 Comment a, Reporter’s note Comment a. 例えば、アーカンソー州は“fault”，ニューヨーク州は“culpability”を比較対象としている。

他者)に割り当てる責任の割合に比例して原告の損害賠償を減じる。」

第7条は、本リステイトメントが純粋型比較責任を採用することを定める。前章で述べたように、実際アメリカの州全体で多数を占めているのは寄与過失の特色を一部残存する修正型であるが、同条は、本リステイトメントが数の上では少数派に属する純粋型を採用することを規定する。その理由として、編集者は、純粋型の方が、複数人の損害額を各人の責任割合に基づいて分担するという本リステイトメントの目的により適合し、一方当事者の損害賠償請求を完全に妨げるという不都合を取り除くことができるからと説明する<sup>27</sup>。

### 第3節 連帯責任 (joint and several liability) の効果 (第10条)

#### 【第10条】 連帯責任の効果

「適用法 (applicable law) に基づき、複数の者が、被害者に対して連帯責任を負う場合、被害者は、連帯責任を負うあらゆる者を訴え、かつその者から回復可能な損害賠償額の全額を回復することができる。」

第10条は、複数の被告が原告に対して連帯責任を負う場合の効果を定める。同条の規定から読み取れる主な結果は次の通りである<sup>28</sup>。まず、コモン・ロー上の連帯責任 (joint and several liability) 原則は、各不法行為者の不法な行為 (tortious conduct) が原告の損害全体の法的原因 (legal cause) であるという理由で正当化されている<sup>29</sup>。次に、原告は、被告のいずれか又は全員を訴えることができ、かつ回復可能な損害賠償額全てを得ることができるので、比較責任は原則として被告にしか割り当てられない。そして、原告の損害に関し責任があったかもしれないが、訴訟当事者として併合されていない者、すなわち非当事者 (nonparty) には比較責任を割り当てることはできない。ただし、非当事者を訴訟当事者として訴訟に併合すれば、そのような者にも比較責任を割り当てることができる<sup>30</sup>。連帯責任原則の下では、この併合義務は被告に課される。最後に、原告に対して責任を負う被告が無資力 (insolvency) に陥るリスクは、連帯責任を負う他の資力のある被告が負う<sup>31</sup>。

---

<sup>27</sup> Restatement Third §7 Reporter's note Comment a. ただし、州の制定法が修正型の採用を指示する場合はそれに従うものとする。

<sup>28</sup> Restatement Third §10 Comment b.

<sup>29</sup> “joint and several liability” という用語は、元々、複数の不法行為者の全員が連帯責任を負う場合を指すのに用いられていたが、最近では、他の不法行為者が原告の回復可能な損害賠償額に対して個別責任を負う場合でも、不法行為者のうちの一人がその損害賠償額の全額に対して責任を負う場合を指すのに用いられる。Restatement Third §10 Comment b.

<sup>30</sup> いわゆる「第三当事者訴訟 (Third-Party Practice)」であって、連邦民事訴訟規則 (Federal Rules of Civil Procedure) 第14条が定める手続である。

なお、連帯責任を負う被告は他の被告に対して求償 (contribution) 又は損害填補 (indemnity) をすることができる<sup>32</sup>。

#### 第4節 個別責任 (several liability) の効果 (第11条)

##### 【第11条】 個別責任の効果

「適用法に基づき、加害者が、不可分の損害に関する被害者に個別責任を負う場合、被害者は、自身の損害賠償について個別責任を負う者の比較責任の割当部分のみを回収することができる。」

第11条は、複数の被告が原告に対して個別責任を負う場合の効果について定める。すなわち、個別責任を負うと認定された被告は、自身に認定された比較責任の割合を反映する原告の損害賠償の部分に対してのみ責任を負うことになる。また、責任は、被告の個別の損害賠償額に制限されているので、他の非当事者は、比較責任の割合の決定に関して事実認定者に付託され得る。これらの非当事者は、その責任を裁定するためではなく、被告の比較責任の割合の決定を可能にするために付託される<sup>33</sup>。

比較過失制度の出現以前は、「個別責任 (several liability)」という用語の意味は一様なものではなく、例えば、原告の損害賠償の全てについて責任を負っているが、同じく責任を負う他の被告と共に一つの訴訟に併合され得なかった被告を指すのに用いられたこともあったが<sup>34</sup>、今日では、ある被告が、自己の比較責任割合を原告の損害賠償額に乗じることで決定される損害賠償額についてのみ負う責任を指すのに用いられるものと広く理解されていることから本リステイトメントはこの用法に従っている<sup>35</sup>。

<sup>31</sup> このような結果は、無責 (innocent) の原告よりも有責 (culpable) の被告にそのようなリスクを負わせるべきという理由に基づいている。しかし、比較責任の下では、原告にも過失がある、すなわち原告の過失もまた損害全体の法的原因である場合があり得るにも関わらず、被告のうちの一人の無資力をなぜ他の資力のある被告が負担しなければならないかが問題となる。そこで、本リステイトメントは、被告の無資力のリスクを、比較責任のある原告を含む他の訴訟当事者にそれぞれの責任割合に応じて割当し直す (reallocate) というルールを提示している。Restatement Third §10 Comment a, §C18-C21.

<sup>32</sup> Restatement Third §10 Comment e. “contribution” とは、共同債務者又は共同不法行為者の一人が自己の負担部分を越えて債権者 (被害者) に弁済 (賠償) した時に、その超過部分を別の共同債務者又は共同不法行為者に請求することであり、「求償」、「一部求償」、「負担部分」などの訳があてられている。“indemnity” とは、共同債務者又は共同不法行為者の一人が自己の負担部分の全てを肩代わりするよう他者 (例：保険会社) に求めることであり、「損害填補」、「損失補償」、「全部求償」などの訳があてられている。“indemnity” を含めた意味で “contribution” を単独表記する用法、一括して “contribution or indemnity” と表記する用法、両者を厳密に区別する用法があり、どの用法を用いるかは裁判官、学者、制定法によって区々であるという。GLANVILLE L. WILLIAMS, JOINT TORTS AND CONTRIBUTORY NEGLIGENCE 80 (Stevens & Sons Limited, 1951).

<sup>33</sup> Restatement Third §11 Comment a.

<sup>34</sup> FOWLER V. HARPER, ET AL., *supra* note 10, at 9.

<sup>35</sup> Restatement Third §11 Reporter’s note Comment a.

前条の連帯責任原則とは対称的に、第11条の個別責任原則の下では被告の無資力のリスクは原告に転換されるが、無資力のリスクを原告に一律に課すことは、連帯責任原則の場合と比較して非常に不公平であると本リステイメントは指摘する<sup>36</sup>。

なお、原告の損害賠償に対して被告は自己の比較責任の割合分についてのみ個別に責任を負うのであるから、個別責任を負う被告は、求償又は損害填補を請求する事態は生じないとされる<sup>37</sup>。

## 第5節 共謀行為者 (persons acting in concert) (第15条)

### 【第15条】 共謀行為者

「複数人が、彼らが共謀して行為したために責任を負う時、全員が、共謀行為に従事した各人に割り当てられる比較責任の割合に関して連帯責任を負う。」

第15条は、共謀行為を行った者が共同不法行為者 (joint tortfeasors) とされ、各人は結果の全体について責任を負うことを定める。共謀行為 (concerted action) に関与した者の活動に起因する損害賠償責任は各関与者に課される。同条は、どのような要素をもって共謀行為者とするかについて、第2次不法行為法リステイメントの第876条に従うとしている。第876条によれば、他方当事者の不法な行為によって第三者が負う損害について一方当事者は、(a) 当該他方当事者と共謀して、若しくは彼と共通の意図 (design) に従って不法な行為をした場合、(b) 当該他方当事者の行為が義務違反 (breach of duty) であることを知り、彼自身に行為するように援助 (assistance) 若しくは奨励 (encouragement) した場合、又は (c) 当該他方当事者が不法な結果を実現する上で援助をし、別個に考慮される彼自身の行為が第三者に対する義務違反となる場合、共謀行為者とされる<sup>38</sup>。共謀行為がいつなされたかに関するルールには第876条・本リステイメント第15条も言及しておらず、共謀行為が行われ、その共謀行為における一人又は複数人の不法な行為が原告の不可分な損害の法的原因であったと準拠する法域の法が判断すれば第15条のルールが適用されるとしている<sup>39</sup>。

また、本リステイメントは、共謀行為者が、同じ不可分の損害に対しても責任を負う、第17条以下の独立不法行為者に割り当てられた比較責任の割合に対して連帯責任を負うかどうかについて明確な見解を有していない<sup>40</sup>。例えば、交通量の多い街中でドラッグレース (drag race) をしていた B, C 及び D (三者は共謀行為者)、並びにそれに関与していなかった E が歩行者 A に衝突した交通事故事例において、B と C が A に同時に衝突したことで生じた A の脚の骨折に対する損害

<sup>36</sup> Restatement Third §11 Comment a.

<sup>37</sup> Restatement Third §11 Comment c.

<sup>38</sup> Restatement Second, Torts (American Law Institute Publishers, 1965) § 876 (a)-(c).

<sup>39</sup> Restatement Third §15 Comment a.

<sup>40</sup> Restatement Third §15 Comment a.

賠償については B, C 及び D は連帯責任を負うことになる。しかし、D と E が A に同時に衝突したことで生じた頭蓋骨骨折に対する損害賠償について E に割り当てられた比較責任の割合に対して B, C 及び D が連帯責任を負うかどうかは各州法に委ねられる<sup>41</sup>。

第15条が定める共謀行為のケースは、複数の被告の全てに連帯責任が課される場合の典型であるとされる。しかし、実際はそのようなケースは一般的ではなく、より多く発生しているのは、本章で考察する、複数の被告のそれぞれ独立した行為が競合して被害者に不可分の損害を引き起こすケースである<sup>42</sup>。

#### 第4章 独立不法行為競合事例における多数当事者間の責任分担ルール

本章では、前章で取り上げた条文の内容を踏まえて、本リステイメントが第17条以下において定めている、独立不法行為が競合して不可分の損害を引き起こした場合における多数当事者間の不法行為責任の分担について考察する。

##### 【第17条】 独立不法行為者に対する連帯責任又は個別責任

「複数人の独立した不法な行為が不可分の損害の法的原因である場合、適用法域の法 (the law of the applicable jurisdiction) が、それらの者が連帯責任を負うか、個別責任を負うか、又は連帯責任と個別責任の混合の下で責任を負うか、を決定する」

かつての判例・学説は、独立不法行為が競合して不可分の損害を引き起こした時（例えば、二台の自動車衝突して第三者を負傷させた時）は、独立不法行為者各人は全額責任 (entire liability) を負うとしていたが<sup>43</sup>、本リステイメントは、不可分の損害を引き起こした独立不法行為者に対して、連帯責任、個別責任、又はこれら二つの何らかの組み合わせが採用されるべきかについて統一的なルールを提示することは不可能であるとしてはっきりとした立場をとっていない。このような態度は主として、今日この問題についてのマジョリティルールが存在しないこと、連帯責任と個別責任を何らかの基準で組み合わせた混合型を採用している州があること、大部分の州が判例ではなく、制定法でルールを定めていること、場合によっては、州法の別の側面が問題解決に重要な役割を果たすことがあること、といった理由に拠っている<sup>44</sup>。

そこで本リステイメントはアメリカ各州の判例・制定法を中心に整理した成果として独立不法行為が競合して不可分の損害を引き起こした場合における多数当事者間の責任分担についての原則

---

<sup>41</sup> Restatement Third §15 Comment a, Illustration 1.

<sup>42</sup> JOSEPH W. GLANNON, *THE LAW OF TORTS* 475 (Wolters Kluwer Law & Business, 5th ed. 2015). 共謀行為のような「真の (true)」共同不法行為のケースは「比較的稀 (relative rare)」であるとしている。

<sup>43</sup> William L. Prosser, *Joint Torts and Several Liability*, 25 CAL. L. REV. 432 (1937).

<sup>44</sup> Restatement Third §10 Comment a.

を五つに類型化して、各州に解釈指針を示している。それらは、「連帯責任」であるトラック A、「個別責任」であるトラック B、「再割当 (Reallocation) を伴う連帯責任」であるトラック C、「比較責任の比率の閾値 (Threshold) に基づく混合責任」であるトラック D、「損害の類型に基づく混合責任」であるトラック E である。本稿では紙幅の関係上、トラック A とトラック B に規定されている条文を取り上げる。

### 第 1 節 トラック A 連帯責任 (第 A18条・第 A19条)

トラック A は、不可分の損害を引き起した独立不法行為者に対して連帯責任を課す場合の効果を 2 箇条定める。

#### 【第 A18条】 不可分の損害に関する複数の不法行為者の責任

「複数人の独立の不法な行為が不可分の損害の法的原因である場合、それぞれはその不法な行為に起因する回復可能な損害賠償額に関して連帯責任を負う。」

#### 【第 A19条】 責任の割当：連帯責任を負う被告

「一人の被告及び少なくとももう一人の当事者又は和解不法行為者が、不可分の損害の法的原因である不法な行為に従事したと事実認定者によって認定され得る場合、そのような当事者及び和解不法行為者のそれぞれは、比較責任の割当のために事実認定者に付託される。」

第 A18条はまず、不可分の損害を引き起こした独立不法行為者に連帯責任を課すことに伴い生ずる被害者に有利な結果を三つ挙げる<sup>45</sup>。

第一に、原告は責任があるとされるいずれかの又は全ての被告を訴え、かついずれかの又は全ての被告から全ての回復可能な損害賠償額を回収することができる。

第二に、他の潜在的責任当事者 (potentially responsible person) を訴訟に併合する負担は被告が負い、各被告は他の被告に対して求償又は損害填補を請求することができる。

第三に、法的責任を負う被告が無資力 (insolvent) に陥るリスクは、連帯責任を負う各被告が負う。例えば、それぞれ独立したアスベスト採掘・製造業者である B、C 及び D が販売したアスベストに長期間曝され、中皮腫に罹患した A が B、C 及び D を訴えた場合において、その中皮腫が不可分の損害であると認定され、B、C 及び D のそれぞれが販売したアスベストへの曝露が中皮腫の法的原因であると認定されれば、A は、B、C 及び D のいずれか又は全員に損害賠償を請求することができる。そして A は回復可能な損害賠償の全額についての判決を得ることができ、B、C 及び D のそれぞれはその損害賠償額に対して連帯責任を負うことになる。B、C 及び D のいずれかが

---

<sup>45</sup> Restatement Third §A18 Comment a.

無資力となっても A の損害賠償額には影響を及ぼさない<sup>46</sup>。

続いて、同条は、第12条が規定する故意不法行為者 (intentional tortfeasor)<sup>47</sup>、第14条が規定する、故意不法行為の特定のリスクから原告を保護することを怠ったことに責任がある不法行為者 (tortfeasor liable for failure to protect the plaintiff from the specific risk of an intentional tort)<sup>48</sup> から成る独立不法行為競合事例 (①) と、独立不法行為競合事例において被告の中に専門家たる医師 (medical practitioner) が含まれる場合 (②) における、連帯責任原則が被害者・加害者間との関係と、加害者同士の関係に及ぼす影響を取り上げている。

事例① 故意不法行為者と、故意不法行為者から被害者を保護することを怠ったことに責任がある不法行為者から成る独立不法行為のケース<sup>49</sup>

B の所有するアパートの一室を借りていた A は、かつて交際していた C から暴行を受けた。A は C を訴えると同時に、C をアパートに入れてはならないと事前に通知したにも関わらず、十分な対応策を講じなかった B も訴えた。それに対して B は、C との交際を終え、さらには C に脅されていたにも関わらず、A の部屋の鍵を C が所有している状態を放置していた A にも責任があると主張した。事実認定者は、A と B にそれぞれ 5%、C に 90% の責任を割り当て、A の損害額は 200,000 ドルであると認定した。裁判所は、A の責任割合は C からの救済を減少させず、C は A に対して 200,000 ドルの連帯責任を負い、B は A に対して 190,000 ドル (B の 5% + C の 90%) の連帯責任を負うとの判決を下した。裁判所はまた、B の負担額は 10,000 ドル、C の負担額は 190,000 ドル (C の 90% + A の 5%) であるとの判決を下した。

事例② 独立不法行為者の中に医師が含まれるケース<sup>50</sup>

A と B はそれぞれの過失が原因でボート事故を起こした。事故で重傷を負った A は医師である C から治療を受けたが、C の医療過誤により損害が悪化した。A は事故で被った元々の損害について B を訴え、医療過誤によって損害が悪化したことについて B と C を訴えた。A の損害は二つの不

---

<sup>46</sup> Restatement §A18 Comment a. Illustration 1, 2.

<sup>47</sup> 第12条 故意不法行為者

「故意を要件とする不法行為を行った各人は、不法な行為によって法的に生じた不可分の損害に対して連帯責任を負う」。

<sup>48</sup> 第14条 故意不法行為の特定のリスクから原告を保護することを怠ったことに責任がある不法行為者

「故意不法行為の特定のリスクから他者を保護することを怠ったことに基づいてその他者に責任を負う者は、その者に割り当てられる比較責任の割合に加えて、故意不法行為者に割り当てられる比較責任の割合に関して連帯責任を負う」。

<sup>49</sup> Restatement Third §A18 Comment e. Illustration 3.

<sup>50</sup> Restatement Third §A18 Comment e. Illustration 4.

可分の損害に分けられ得る。事実認定者は、後者の、低水準（substandard）の治療を原因とする A の損害額は50,000ドルであり、B は A の損害悪化の法的原因であると認定した。事実認定者はまた、損害悪化を原因とする損害賠償について A に25%、B に25%、C に50%の責任を割り当てた。裁判所は、C は A に対して50,000ドル、B は A に対して37,500ドルの連帯責任を負うとの判決を下した。B の負担額は12,500ドルであり、C の負担額は37,500ドルである。

事例①において故意不法行為者 C は、被害者 A との関係では、損害賠償額全てについて連帯責任を負い、加害者 B との関係（求償関係）では、被害者が本来負うはずの比較責任をも負担する。その一方、故意不法行為者から被害者を保護することを怠ったことに責任がある不法行為者 B は、加害者との関係（求償関係）では、自身の比較責任の割合しか負担しないが、被害者との関係では、自身の比較責任の割合だけでなく、故意不法行為者の比較責任の割合に関しても連帯責任を負う。これは、非常に高い比較責任の割合を事実認定者に割り当てられる傾向にある故意不法行為者の無資力のリスクを、当該故意不法行為者から被害者を保護することを怠ったことに責任がある不法行為者に負担させることで被害者が確実に完全な賠償を得られるようにすべきとの理由による<sup>51</sup>。

事例②において医師 C は、故意不法行為者と同様、被害者 A との関係では損害賠償額全てについて連帯責任を負い、加害者 B との関係（求償関係）では被害者が本来負うはずの比較責任をも負担する。本リスティメントによれば、医療過誤を誘発する結果となった行動や事故に関する被害者の比較責任は被告たる医師に対する損害賠償の減額事由とならないという準則が多くの裁判所で成立しているという。したがって、例えば、原告の過失で引き起こされたスキー事故で原告が負った傷害を治療する際に医療過誤を起こした場合、さらには、原告が適度な運動をすること又は食事をとることを合理的な理由なしに拒否した結果引き起こされた原告の心臓病を治療する際に医療過誤を起こした場合でさえも、医療過誤の被害者の比較責任は医師に対する損害賠償の減額事由とならないとされる<sup>52</sup>。

第 A19条によれば、「当事者（party）」とは、訴訟に当事者として参加している者を指し<sup>53</sup>、「和解不法行為者（settling tortfeasor）」とは、原告との和解によって原告に対する責任から解放された潜在的責任不法行為者（potentially liable tortfeasor）を指す<sup>54</sup>。

潜在的責任不法行為者の中には、法定免責者、例えば、主権免責（sovereign immunity）、政府

---

<sup>51</sup> Restatement Third §14 Comment b.

<sup>52</sup> Restatement Third §7 Reporter's note Comment m.

<sup>53</sup> 具体的には、原告、被告、第三者当事者被告（third-party defendant）、訴訟参加人（intervenor）及びその他の特定された当事者が含まれる。Restatement Third §A19 Comment b. なお、訴訟参加人とは、元々は訴訟当事者でなかったが、自己の利益を守るために共同原告又は共同被告として訴訟に加わった者を指す。連邦民事訴訟規則第24条が定める手続である。

<sup>54</sup> Restatement Third §A19 Comment c, §24 Comment c.



免責 (governmental immunity), 家族間免責 (intrafamily immunity), 公益団体免責 (charitable immunity), 及び労働者災害補償制度 (workers' compensation system) に基づく使用者免責, 出訴期限 (the statute of limitation) の超過に基づく免責者, 並びに制定法によって責任上限額が設定されている一部免責者 (医療過誤を起こした医師など) が存在し得る。それらの者には比較責任を割り当てることはできない (一部免責者は責任上限を超えない範囲で割当可能)。このことは連帯責任原則だけではなくトラック B の個別責任原則にもあてはまる<sup>55</sup>。例えば, パンチプレス (punch press) のピンチポイント (pinch point) で手を切断した従業員 A が, パンチプレスの製造業者である B を訴えた場合に, B が, A の使用者かつパンチプレスの所有者である C と, 州労働安全衛生局 (the state occupational safety and health agency) にも過失 (C は当該パンチプレスが使用される業務について適切な安全策を講じなかったことについて, 州労働安全衛生局は検査で深刻な安全上の違反が明らかになっていたにもかかわらず C に操業停止を命じなかったことについて) があると主張しても, C と州労働安全衛生局は法定免責者に該当する。従って, 比較責任の割当に関して事実認定者に付託されない<sup>56</sup>。

連帯責任原則の下では, 他の責任当事者を特定して第三当事者被告として訴訟に引き込む負担は被告が負う<sup>57</sup>。そして本来であれば免責者又は一部免責者に割り当てられる責任は連帯責任を負う被告が負うことになる。

## 第 2 節 トラック B 個別責任 (第 B18 条・第 B19 条)

トラック B は, 不可分の損害を引き起した独立不法行為者に対して, 個別責任を課す場合の効果をも 2 箇条定める。

### 【第 B18 条】 不可分の損害に関する複数の不法行為者の責任

「複数人の独立の不法な行為が不可分の損害の法的原因である場合, 第 12 条において述べられている例外を除いて各被告は, 事実認定者によって割り当てられる原告の損害賠償金の比較割合に関して個別責任を負う。」

### 【第 B19 条】 責任の割当: 個別責任を負う被告

「一人又は複数の被告が不可分の損害に関して個別責任を負うと判断され得る場合, そして少なくとも一人の被告及びもう一人の当事者, 和解不法行為者, 又は特定された者が原告の損害の法的原因である不法な行為に従事したと事実認定者によって認定され得る場合, そのような当事者, 和解不法行為者, 及び他の特定された者のそれぞれは, 比較責任の比率の割当のために事実認定者に

---

<sup>55</sup> Restatement Third §A19 Comment e, §B19 Comment e.

<sup>56</sup> Restatement Third §A19 Comment e. Illustration 1.

<sup>57</sup> Restatement Third §A19 Comment d.

付託される。」

不可分の損害を引き起した独立不法行為者に対して個別責任を課すことに伴い生ずる結果はトラック A の連帯責任原則と対称的なものとなる<sup>58</sup>。

すなわち、第一に、被告は自身に認定された比較責任の比率についてしか原告に対して責任を負わないのだから、原告は自身の損害について法的責任がある被告全てを訴えない限り、回復可能な全ての損害賠償額を回収することができない。

第二に、他の潜在的責任当事者を訴訟に併合する負担は原告が負い、各被告の求償請求権又は損害填補請求権は否定される。

第三に、訴訟当事者の無資力のリスクは原告が負う。

このように、トラック B の個別責任原則はトラック A の連帯責任原則と比べて被害者に不利な結果をもたらす。そのため、一部の法域では、訴訟への併合義務を被告に転換したり、非当事者への求償又は損害填補を認めるなど修正措置が採られている<sup>59</sup>。

なお、第 B18条は、第 A18条と同様の、故意不法行為者と故意不法行為の特定のリスクから原告を保護することを怠ったことに責任がある不法行為者から成る独立不法行為競合事例（前記事例①）と、独立不法行為競合事例において被告の中に専門家たる医師が含まれる場合（前記事例②）における、個別責任原則が被害者・加害者間との関係と、加害者同士の関係に及ぼす影響を取り上げているが、第12条が規定する故意不法行為者と、第14条が規定する、故意不法行為の特定のリスクから原告を保護することを怠ったことに責任がある不法行為者には個別責任原則を適用しないとしている。したがって事例①については、第 A18条で論じたのと同様、故意不法行為者 C は、被害者 A との関係では、損害賠償額全てについて連帯責任を負い、加害者との関係では、被害者が本来負うはずの比較責任を負担し、故意不法行為者から被害者を保護することを怠った不法行為者 B は、被害者との関係では、自身の比較責任の割合だけでなく、故意不法行為者の比較責任の割合に関しても連帯責任を負い、加害者との関係では、自身の比較責任の割合のみ負担するということには変わりはない<sup>60</sup>。

しかし、事例②に個別責任原則を適用した場合は、ボート事故の相手方 B と医師 C が被害者 A に対して負う賠償額の点に第 A18条との明確な違いが生じる。すなわち、まず B は事実認定者によって自身に割り当てられた25%分の比較責任しか負わないので被害者に対して12,500ドルの個別責任を負うことになる。一方医師は、医療過誤の被害者の比較責任割合こそ賠償額減額事由として考慮されないが、B の比較責任25%については負担しないので、被害者に対して37,500ドルの

---

<sup>58</sup> Restatement Third §B18 Comment a.

<sup>59</sup> Restatement Third §B19 Comment e.

<sup>60</sup> Restatement Third §B18 Comment d. Illustration 2.

個別責任のみ負うことになる<sup>61</sup>。

## むすびに代えて

これまで、アメリカにおいてかつて優位的な地位を占めていた寄与過失法理、寄与過失に代わって現在優位的な地位を占めている比較過失法理を概観し、そして本リステイトメントを題材として、独立不法行為が競合して被害者に不可分の損害を生じさせた事例に主眼を置いた多数当事者間の責任分担のあり方を考察してきた。

以上の考察から、第一に、アメリカにおいては、寄与過失・比較過失の存在が各州の加害者多数事例における多数当事者間の責任分担のあり方に大きな影響を及ぼしてきたことが看取される。比較過失は我が国の過失相殺にあたる法理であるが、現在アメリカの州において多数を占めているのは、寄与過失の要素を残す修正型比較過失である点に留意を要する。

第二に、広義の共同不法行為に含まれるとされる独立不法行為競合事例においては、不可分の損害を引き起こした独立不法行為者にどのような形態の責任を負わせるべきかについて本リステイトメントは統一的な見解を示しておらず、連帯責任も個別責任も責任分担に係る「原則」として併存し得るとの立場をとっていることが明らかとなった。これは我が国にはない特徴であり、このような新たな視点は、我が国の不法行為法における多数当事者間の責任分担方法としての原則連帯責任、例外分割責任の構造を見直し、連帯責任が妥当する加害者多数事例と分割責任が妥当する加害者多数事例を類型化し、両類型を「原則」として併存させる（原則規定を併存させる）方向性を提供するものであると考えられる。

本稿では、本リステイトメントが最も仔細に取り上げている独立不法行為競合事例における多数当事者間の責任分担に関していわゆる純粋な連帯責任原則（トラック A）と個別責任原則（トラック B）のアプローチしか考察できなかった。しかし、本リステイトメントが提示する残りのアプローチ（トラック C～E）の考察なしに我が国へのさらなる示唆が得られるかを検討することはできない。その上、求償や和解が各アプローチに及ぼす影響も見逃すことはできない。これらの点については今後の研究課題としたい。

---

<sup>61</sup> Restatement Third §B18 Comment d. Illustration 3.